



いぬわし君の

交通安全Journal

令和6年6月20日
石川県警察本部
交通企画課
(076)225-0110

「令和6年能登半島地震」により被災された方へのお知らせ

特別措置による

運転免許証の有効期限延長は、

6月30日まで

です。

(有効期限を過ぎますと、運転免許証は失効します。)

氏名	日本花子	昭和50年12月1日生
住所	石川県〇〇市△△町〇〇	
交付	平成36年12月18日 12345	
有効期限	2024年(令和6年)01月01日まで有効	
優良	優良	
番号	第 123456789000 号	
二小車	平成05年07月01日	大型 中型 大型 大型 小型
他	平成07年08月10日	原付 大型 大型 大型 大型
二種	平成14年09月20日	原付 大型 大型 大型 大型

石川県公安委員会

能登半島地震により被災された方、被災地域にお住まいで
有効期限が
2024年(令和6年)1月1日から 2024年(令和6年)6月29日の方

※ 6月30日直前の時期は、混雑することも予想されますので、
お早めに更新手続きを行ってください。

※ 「一般」「違反・初回更新」の方は、講習日時が決まっています。 手続きの詳細は、更新連絡ハガキや
右の 2次元コードで確認いただくか、運転免許センターまたは警察署等にお問い合わせください。

※ 更新連絡ハガキ等をお持ちでない方は、受付時にお申し出ください。

【お問い合わせ先】 石川県運転免許センター：☎ (076) 238-5901



手続きの詳細は ↑